

副  
本

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原 告 竹本修三 ほか3465名

被 告 国 ほか1名

証 拠 説 明 書 (5)

令和4年6月3日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告国訴訟代理人 熊谷明彦 代 

被告国指定代理人 布目武 代 

田中浩司 代 

澤口舜 代 

窪田公樹 代 

市川正志 代 

浅野優介 代 

田中宏 代 

岩本尋子 代 

坂 元 幸 斗		代
平 野 大 輔		代
鶴 園 孝 夫		代
大 浅 田 薫		代
柴 田 延 明		代
渕 田 祐 介		代
大 竹 史 恵		代
坂 上 陽		代
栗 田 旭		代
大 城 朝 久		代
仲 村 淳 一		代
後 藤 邦 人		代
藤 田 悟 郎		代
上 村 香 織		代
吉 田 匡 志		代
田 上 雅 彦		代
小 林 源 裕		代
小 久 保 舞		代

村田太一<sup>田中</sup>代

村川正徳<sup>田中</sup>代

假屋一成<sup>田中</sup>代

吉田彩乃<sup>田中</sup>代

西田一樹<sup>田中</sup>代

遠藤晃介<sup>田中</sup>代

松倉大樹<sup>田中</sup>代

寺川征希<sup>田中</sup>代

増田陽洋<sup>田中</sup>代

小澤文徳<sup>田中</sup>代

水越貴紀<sup>田中</sup>代

小林銳祐<sup>田中</sup>代

村橋さく<sup>田中</sup>代

川村真也<sup>田中</sup>代

尾崎裕一<sup>田中</sup>代

戸塚悠二<sup>田中</sup>代

中山祐一<sup>田中</sup>代

内橋研策<sup>田中</sup>代

長 見 康 弘



代

渡 邊 朋 子



代

八 田 明 洋



代

掃 部 智 史



代

平 井 健 司



代

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第65号証	原子力発電所の火山影響 評価ガイドの制定について (原子力規制委員会)	写	R1. 12. 18	火山ガイドの内容
乙第66号証	大山火山噴火履歴の再検討 (山元孝広)	写	H29	大山D N P噴火に関して新知見となり得る論文が書かれたこと
乙第67号証	原子力規制委員会ホームページ「委員の紹介」 (被告国指定代理人)	写	R4. 5. 23印 刷	石渡委員及び山中委員の主な活動内容
乙第68号証	大飯発電所の発電用原子炉 の設置変更（3号及び4号 発電用原子炉施設の変更） について（原子力規制委員	写	R3. 5. 19	令和3年5月19日、原子力規制委員会が本件設置変更許可処分を行ったこと

	会)			
乙第69号証	設計及び工事計画認可申請書（大飯発電所第3号機の変更の工事）（被告関西電力）	写	R3.7.1	被告関西電力が本件設工認申請を行ったこと
乙第70号証	設計及び工事計画認可申請書（大飯発電所第4号機の変更の工事）（被告関西電力）	写	R3.7.1	同上
乙第71号証	大飯発電所第3号機の設計及び工事の計画の変更認可について（原子力規制委員会）	写	R4.3.4	令和4年3月4日、原子力規制委員会が本件設工認可処分を行ったこと
乙第72号証	大飯発電所第4号機の設計及び工事の計画の変更認可について（原子力規制委員会）	写	R4.3.4	同上
乙第73号証	美浜発電所3号機、高浜発電所1～4号機及び大飯発電所3、4号機大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに係る設計及び工事計画認可申請について（被	写	R3.9.7	令和3年9月7日の審査会合における、想定される降下火砕物の最大層厚を25cmに変更した場合であっても、建屋及び屋外施設（海水ポンプ）の構造強度評価上問題が

	告関西電力)			なく、既設設備の変更は要しないこと等に係る被告関西電力の説明内容
乙第74号証	美浜3号機、高浜1、2号機及び大飯3、4号機設計及び工事計画認可申請に係る審査会合における指摘事項への回答について【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る対応】（被告関西電力）	写	R3.12.23	令和3年12月23日の審査会合における、除灰要員荷重を追加した場合であっても、構造強度評価上問題ないことを確認したこと等に係る被告関西電力の説明内容
乙第75号証	大飯3、4号機 設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応（被告関西電力）	写	R4.2	除灰要員荷重を追加した場合の影響確認の流れ等
乙第76号証	関西電力株式会社大飯発電所第3号機の設計及び工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果（原子力規制庁）	写	R4.3.4	原子力規制庁が本件設工認申請について技術基準規則7条の規定に適合していることを確認したこと
乙第77号証	関西電力株式会社大飯発電	写	R4.3.4	同上

	所第4号機の設計及び工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果（原子力規制庁）			
乙第78号証	大飯発電所第3号機の使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認の省略について（原子力規制委員会）	写	R4.3.22	原子力規制委員会が令和4年3月22日に被告関西電力に対し、改正原子炉等規制法43条の3の11第3項に基づく使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認の省略を指示したこと
乙第79号証	大飯発電所第4号機の使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認の省略について（原子力規制委員会）	写	R4.3.22	同上
乙第80号証	大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（被告関西電力）	写	R3.7.1	被告関西電力が本件保安規定変更認可申請を行ったこと
乙第81号証	大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の認可について（原子力規制委員会）	写	R4.4.7	令和4年4月7日、原子力規制委員会が本件保安規定変更認可を行ったこと

乙第82号証	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の制定について（原子力規制委員会）	写	R1. 12. 25	保安規定審査基準の内容
乙第83号証	高浜3、4号炉 大飯3、4号炉 原子炉施設保安規定変更認可申請について 【大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更】（被告関西電力）	写	R3. 9. 7	①令和3年9月7日の審査会合における、想定される降下火砕物の最大層厚の変更に伴う影響のうち、実用炉則83条1号口(1)等の要求事項については、既認可の保安規定で定めている非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタの取替時間及び清掃時間で対応可能であることを確認しており、保安規定の変更を要しないこと、実用炉則83条1号口(3)等の要求事項については、層厚変更に伴い、電源車の配置場所をタービン建屋からより頑強な原子炉周辺建屋に変更し、これに伴い、電源車の燃料補給

				<p>に用いる軽油 ドラム缶を積載した燃料運搬車もタービン建屋近傍から原子炉周辺建屋近傍に移動場所を変更すること、更に、一部作業に係る要員数及び想定時間を変更し、一部手順の想定時間も増加するものの、炉心冷却の成立性があること等に係る被告関西電力の説明内容</p> <p>②既認可（平成30年12月17日付け保安規定変更認可処分）の内容</p>
乙第84号証	関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果（原子力規制庁）	写	R4.4.7	原子力規制庁が、本件保安規定変更認可申請の審査において、①保安規定の変更が生じる事項について、一部運用が見直されることで、想定される降下火碎物の最大層厚の変更に対応した火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のために必要な機能を維持するための措置を講ずることが定められていることを確認したこと、及び、②本件

保安規定変更認可申請において変更していない既認可の保安規定で定める火山影響等発生時の措置について、想定される降下火砕物の最大層厚の変更後においても発電用原子炉施設の保全のために必要な活動を行うことが可能であることを確認したこと